

## 特別養護老人ホームかりん料金表

### 1 利用者負担金 ※下記金額に加算額（裏面を参照）を加えたものが1ヶ月の利用料金です。 ※1ヶ月は30日で計算しています。 単位/円

負担割合	要介護度	サービス利用料		食費 1,500/日	居住費 2,300/日	1ヶ月合計金額				
		1日あたり	1月あたり			第4段階 食費 1,500/日 居住費 2,300/日	第1段階 食費 300/日 居住費 820/日	第2段階 食費 390/日 居住費 820/日	第3段階① 食費 650/日 居住費 1,310/日	第3段階② 食費 1,360/日 居住費 1,310/日
1割負担	1	670	20,100	45,000	69,000	134,100	53,700	56,400	78,900	100,200
	2	740	22,200	45,000	69,000	136,200	55,800	58,500	81,000	102,300
	3	815	24,450	45,000	69,000	138,450	58,050	60,750	83,250	104,550
	4	886	26,580	45,000	69,000	140,580	60,180	62,880	85,380	106,680
	5	955	28,650	45,000	69,000	142,650	62,250	64,950	87,450	108,750
2割負担	1	1,340	40,200	45,000	69,000	154,200	73,800	76,500	99,000	120,300
	2	1,480	44,400	45,000	69,000	158,400	78,000	80,700	103,200	124,500
	3	1,630	48,900	45,000	69,000	162,900	82,500	85,200	107,700	129,000
	4	1,772	53,160	45,000	69,000	167,160	86,760	89,460	111,960	133,260
	5	1,910	57,300	45,000	69,000	171,300	90,900	93,600	116,100	137,400
3割負担	1	2,010	60,300	45,000	69,000	174,300	93,900	96,600	119,100	140,400
	2	2,220	66,600	45,000	69,000	180,600	100,200	102,900	125,400	146,700
	3	2,445	73,350	45,000	69,000	187,350	106,950	109,650	132,150	153,450
	4	2,658	79,740	45,000	69,000	193,740	113,340	116,040	138,540	159,840
	5	2,865	85,950	45,000	69,000	199,950	119,550	122,250	144,750	166,050

### 2 負担段階について

※市町村に必要書類を提示し、判定を受けます。

負担段階	対象となる方
第1段階	①住民税非課税世帯で高齢福祉年金の受給者 ②生活保護の受給者 ※世帯が違っても配偶者が市区町村民税を課税されている場合は対象外
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入合計が80万円以下 ※預貯金等の金額を確認し、一定額を超える場合には対象外 単身650万円、配偶者がいる方は合計1,650万円
第3段階①	住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入合計が80万円を超え120万円以下 ※預貯金等の金額を確認し、一定額を超える場合には対象外 単身550万円、配偶者がいる方は合計1,550万円
第3段階②	住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入合計が120万円超 ※預貯金等の金額を確認し、一定額を超える場合には対象外 単身500万円、配偶者がいる方は合計1,500万円
第4段階	上記いずれにも当てはまらない場合は「第4段階」の利用料金 ※配偶者有り：2,000万円（合計） ※配偶者無し：1,000万円

《 次ページへ続く 》

3 加算サービス利用料一覧

※下記全ての加算が算定されるわけではありません。

加算項目	加算額 円/日		備考
	1割負担	2割負担	
初期加算	30/日	60/日	入所者が新規に入所及び1ヶ月以上入院後再入所した場合に30日間加算
入院、外泊時加算	246/日	492/日	入院及び外泊した場合（6日間を限度）
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46/日	92/日	認知症高齢者が一定以上入所し、介護福祉士を一定数以上配置した場合
看護体制加算（Ⅰ）	4/日	8/日	常勤の看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算（Ⅱ）	8/日	16/日	看護職員を基準以上配置し、24時間の連携体制を確保している場合
夜勤職員配置加算	18/日	36/日	夜勤を行う介護・看護職員の数が、配置基準を1人以上上回った場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12/日	24/日	機能訓練指導員を配置し、個別に計画を作成し機能訓練をした場合
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20/月	40/月	（Ⅰ）算定入所者について厚生労働省に提出 必要な情報を活用すること
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20/月	40/月	（Ⅱ）算定、口腔衛生加算（Ⅱ）栄養管理強化加算算定 等
療養食加算	6/回	12/回	医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合
看取り介護加算1	72/日	144/日	看取りの体制ができていない場合 死亡日以前31日～45日
看取り介護加算2	144/日	288/日	看取りの体制ができていない場合 死亡日以前4日～30日
看取り介護加算3	680/日	1,360/日	看取りの体制ができていない場合 死亡日前日～前々日
看取り介護加算4	1,280/日	2,560/日	看取りの体制ができていない場合 死亡日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22/日	44/日	①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18/日	36/日	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6/日	12/日	①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
若年性認知症入所者受入加算	120/日	240/日	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていること
退所前訪問相談援助加算	460/回	920/回	退所前に居宅等を訪問し、入所者に退所後の相談援助を行った場合
退所時情報提供加算	250/回	500/回	医療機関へ退所する入所者の退所後医療機関に紹介の実際情報提供。1人につき1回限り算定
退所時相談援助加算	400/回	800/回	退所後のことについて相談援助を行ない、市町村に必要な情報提供をした場合
退所前連携加算	500/回	1,000/回	退所前に入所者が希望する介護支援事業者に情報提供し、退所後のサービスに関する調整を行った時
退所時栄養情報連携加算	70/回	140/回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態であると医師が判断した入所者に 管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する 1月につき1回を限度として所定単位数を算定
経口移行加算	28/日	56/日	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	800/月	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	200/月	歯科医師・歯科衛生士等と協力し（Ⅰ）を実施した場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90/月	180/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110/月	220/月	（Ⅰ）かつ厚生労働省に提出有効な実施のために必要な情報を活用している場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3/日	6/日	認知症高齢者が一定数以上入所し、認知症研修修了者を一定数配置した場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4/日	8/日	（Ⅰ）の要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （Ⅱ）（Ⅲ） （Ⅳ）（Ⅴ）			介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合 （Ⅰ）所定単位数の14%を加算（24%を加算）※2割負担の場合は（ ）内の金額となります。 （Ⅱ）所定単位数の13.6%を加算（27.2%を加算） （Ⅲ）所定単位数の11.3%を加算（22.6%を加算） （Ⅳ）所定単位数の9%を加算（18%を加算） （Ⅴ）（1）～（14）現行の3加算の取得状況に基づく加算率
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10/月	20/月	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること 他2条件
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5/月	10/月	診療報酬における感染対策向上加算の届け出を行った医療機関から3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている事
配置医師緊急時対応加算（時間外） （早朝・夜間の場合） （深夜の場合）	325/回 650/回 1,300/回	650/回 1,300/回 2,600/回	配置医師が施設の求めに応じ訪問し診察を行い理由の記録。早朝・夜間・深夜を除く 早朝（午前6時から午後8時まで） 夜間（午後6時から午後10時まで） 深夜（午後10時から午前6時まで）
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100/月	200/月	（Ⅱ）を満たし業務改善の取組成果の確認、見守り機器複数導入、1年以内ごとに効果を示すデータをオンラインにより提供
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	20/月	改善活動の継続、見守り機器1つ以上導入、1年以内ごとに1回効果を示すデータ提供
自立支援促進加算	280/月	560/月	医学的評価の頻度について支援計画の見直し、データ提出3月に1回へ見直す、RIFE関連加算も見直す
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40/月	80/月	LIFEへのデータ提出頻度について他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも3月に1回に見直す
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50/月	100/月	その他LIFE関連加算に共通した見直しを実施
新興感染症等施設治療費	240/日	480/日	入所者等が別に厚生労働大臣が認める感染症に感染した場合に相談対応、診療入院調整等を行う医療機関を確保し当該感染症に感染した利用者に対し適切な感染症対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合1月に1回連続する5日を限度として算定する
ADL維持加算（Ⅰ）	30/月	60/月	利用者の総数が10人以上であること、利用者全員利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値についてそれぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者とし 評価対象利用者等の 調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
ADL維持加算（Ⅱ）	60/月	120/月	（Ⅰ）の要件を満たすこと （Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	6/月	入所者又は利用者ごとに入所時に褥瘡の有無を確認、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価しその後少なくとも3月に1回評価すること。評価の結果厚生労働省に提出、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用、利用者ごとに医師・看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員その他の職種が共同して褥瘡ケア計画を作成、定期的に記録、少なくとも3月に1回褥瘡ケア計画を見直す
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月	26/月	（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において入所時の評価の結果褥瘡の認められた入所者について当該褥瘡が治癒したこと、発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のないこと （Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可 LIFE関連加算に共通した見直しを実施